

改正

平成21年6月15日訓令第22号

深谷市建設コンサルタント業務等請負業者資格審査要領

(趣旨)

第1条 この訓令は深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成21年深谷市規則第30号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務等の請負に係る資格審査を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(業務区分)

第2条 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務等の請負に係る資格審査の業務区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 測量
- (2) 建築関連コンサルタント業務
- (3) 建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務

(資格審査)

第3条 資格審査を行うときは、次に掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与して行うものとする。

- (1) 規則第8条第2項第1号に掲げる項目（以下「業種別年間平均実績高」という。）
- (2) 規則第8条第2項第2号に掲げる項目（以下「自己資本額」という。）
- (3) 規則第8条第2項第3号に掲げる項目（以下「職員数」という。）
- (4) 規則第2条第8号に規定する日までの営業年数（以下「営業年数」という。）

2 前項の総合点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 業種別年間平均実績高の点数は、業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表第1の点数の欄に掲げる点数とする。
- (2) 自己資本額の点数は、自己資本額に応じ、別表第2の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 職員数の点数は、職員数のうち業種別技術者に3を乗じて得た数値に応じ、別表第3の点数の欄に掲げる点数とする。

(4) 営業年数の点数は、営業年数に応じ、別表第4の点数の欄に掲げる点数とする。

(5) 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{算式 } 3A + B + 5C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 第1号の規定による点数

B 第2号の規定による点数

C 第3号の規定による点数

D 前号の規定による点数

3 申請者を、前項で求めた希望業務ごとの総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業務区分における順位を付すものとする。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年6月15日訓令第22号）

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

業種別年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表第2（第3条関係）

自己資本額	点数
30億円以上	30
5億円以上 30億円未満	25
2億円以上 5億円未満	20
1億円以上 2億円未満	15

5,000万円以上 1億円未満	10
1,000万円以上 5,000万円未満	5
1,000万円未満	3

別表第3（第3条関係）

技術者数値	点数
80以上	30
40以上 80未満	25
15以上 40未満	20
5以上 15未満	15
5未満	10

別表第4（第3条関係）

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10